

北海道告示第0342-12号
北海道が平成29年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成29年4月20日

北海道知事 高橋 はるお



(経済部所管分 その2)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に關する権限の委任	要 摘
<p>1 小規模事業指導推進事業 商工会又は商工会議所が経営指導員、補助員及び記帳専任職員を設置して行う。小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の充実に図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>商工会 商工会議所 一般社団法人北海道商工会連合会 北海道商工会連合会 北海道商工会連合会</p>	<p>次に掲げる事業に要する経費のうち、別記に掲げるもの (1) 補助対象職員の設置費 (2) 指導事業費 (3) 質向上対策事業費 (4) 経営指導推進費 (5) 大都市対策特別普及振興事業費 (6) 小規模事業施策普及費 (7) 商工会等指導環境推進費 (8) 若手後継者等育成事業費 (9) 商工会等振興調査事業費 (10) むらおこし事業等地域活性化事業費 (11) 広域連携等対策事業費 (12) 経営安定特別相談事業費</p>	<p>定額</p>	<p>経済第2号様式 経済第23号様式 経済第25号様式 経済第26号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第25号様式 経済第26号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 平成29年5月19日 提出先 経済部地域経済局中小企業課</p>	<p>—</p>	